

一条メガソーラー熊本菊池発電所事業
に係る環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和2年4月30日

株式会社一条工務店

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.1.1 公告の日	1
1.1.2 公告の方法	1
1.1.3 縦覧場所	1
1.1.4 縦覧期間等	1
1.1.5 インターネットによる公表	2
1.2 方法書についての説明会の開催	2
1.2.1 開催場所	2
1.2.2 開催日時	2
1.2.3 参加者数	2
1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
1.3.1 意見書の提出期間	2
1.3.2 意見書の提出方法	2
1.3.3 意見書の提出状況	2
1.4 一般からの意見及び事業者の見解	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要とこれ に対する事業者の見解	3

<資料編>

- ・資料1：熊本日日新聞への広告内容..... 資料-1
- ・資料2：熊本県公報への公告内容..... 資料-2
- ・資料3：事業者のウェブサイトでの公告内容..... 資料-4
- ・資料4：意見書の様式..... 資料-6

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

熊本県環境影響評価条例第8条の規定に基づき、一般の環境保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の碑から起算して1カ月間縦覧に供するとともに、インターネットにより公表した。

1.1.1 公告の日

令和元年7月26日（金）

1.1.2 公告の方法

① 日刊新聞紙への掲載

令和元年7月26日（金）付の熊本日日新聞朝刊に公告を掲載した。（資料1）

② 熊本県公報への掲載

令和元年7月26日（金）付の熊本県公報に公告を掲載した。（資料2）

③ 事業者のウェブサイトへの掲載

令和元年7月26日（金）から事業者のウェブサイトへ公告を掲載した。（資料3）

1.1.3 縦覧場所

方法書の縦覧場所は、表1に示すとおりである。

表1 方法書の縦覧場所

縦覧場所	所在地
熊本県庁（行政棟本館1階情報プラザ）	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1
大津町役場（住民福祉部環境保全課）	熊本県菊池郡大津町大字大津1233

1.1.4 縦覧期間等

① 縦覧期間

令和元年7月26日（金）～令和元年8月26日（月）

② 縦覧時間

土曜、日曜を除く9～17時まで

1.1.5 インターネットによる公表

事業者のウェブサイトへ方法書及び要約書を掲載し、公表した（資料3）。公表期間は、縦覧期間と同じ令和元年7月26日（金）～令和元年8月26日（月）とし、その期間は常時アクセス可能な状態とした。

また、熊本県のウェブサイトと事業者のウェブサイトをリンクすることにより、熊本県のウェブサイトから方法書及び要約書を参照可能とした。

1.2 方法書についての説明会の開催

熊本県環境影響評価条例第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会（以下「説明会」という。）を開催した。

1.2.1 開催場所

- ・1回目：平川地区公民館分館
- ・2回目：大津町町民交流施設（オークスプラザ）ふれあいホール

1.2.2 開催日時

- ・1回目：令和元年8月8日（木）午後6時～午後7時
- ・2回目：令和元年8月20日（火）午後7時～午後8時

1.2.3 参加者数

- ・1回目：20名
- ・2回目：3名

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

熊本県環境影響評価条例第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書（資料4）の提出を受け付けた。

1.3.1 意見書の提出期間

令和元年7月26日（金）～9月9日（月）[事業者への郵送は、当日消印有効]

1.3.2 意見書の提出方法

- ・縦覧場所に備え付けられた意見箱への投函
- ・事業者への郵送

1.3.3 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は0通であった。

- ・意見箱への投函 : 0通

・事業者への郵送 : 0 通

1.4 一般からの意見及び事業者の見解

熊本県環境影響評価条例第 8 条の規定に基づき、一般から意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見はなかった。

第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要 とこれに対する事業者の見解

熊本県環境影響評価条例第 8 条の規定に基づき、方法書についての意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見はなかった。

したがって、環境影響評価法第 9 条及び電気事業法第 46 条の 6 第 1 項の規定に基づく、方法書についての意見に対する事業者の見解はない。

以上

【資料1：熊本日日新聞への公告内容】

熊本県環境影響評価条例に基づき、一条メガソーラー熊本
 菊池発電所事業に係る環境影響評価方法を縦覧致します。

1. 事業者の名称 株式会社一条工務店
 代表取締役 岩田直樹

2. 事業所の所在地 東京都江東区木場5-10-10
 対象事業の名称 一条メガソーラー熊本菊池発電所事業

3. 種類・規模 その他の造成事業・約60.9 ha

4. 事業実施区域の位置 熊本県菊池郡大津町

5. 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認めら
 れる地域 熊本県菊池郡大津町

6. 縦覧の場所・期間・電子縦覧 熊本県庁（1階情報プラザ）
 大津町役場（環境保全課）、土曜、日曜を除く令和元年
 7月26日（金）から令和元年8月26日（月）9時～17時
<https://www.ichijo.co.jp/mega/kumamoto/kikuchi/2/>

7. 意見書の提出 環境保全の見地から意見を提出すること
 が出来ます。縦覧場所（熊本県庁を除く）に備え付けの意見書
 箱にご投函頂くか、令和元年9月9日（月）までに、「8」に記
 載の事務所へ郵送ください（当日消印有効）。

8. 説明会の開催 令和元年8月8日（木）18時～19時 大平
 川地区公民館分館、令和元年8月20日（火）19時～20時 大
 津町オークスプラザ ふれあいホール
 〒430-0926
 静岡県浜松市中区砂山町354番143F
 株式会社一条工務店 メガソーラー事業課
 電話 0534504711
 （令和元年7月26日掲載）

【資料2：熊本県公報への公告内容（1/2）】

- 78, 699, 296円（うち消費税及び地方消費税の額6, 486, 464円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成31年（2019年）1月11日

熊本県公安委員会告示第6号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、令和元年8月1日から施行する。
令和元年7月26日

熊本県公安委員会委員長 原 幸代子
1の表熊本中央警察署葉園町交番の項中「葉園町交番」を「子飼交番」に、「同同葉園町」を「同同子飼本町」に改める。

公告

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により作成した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、条例第7条の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。また、条例第7条の2第1項の規定により開催する方法書の記載事項を周知するための説明会について、条例第7条の2第2項の規定により、次のとおり公告する。
令和元年（2019年）7月26日

- 株式会社一条工務店 代表取締役 岩田 直樹
- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
(1) 名称 株式会社一条工務店
(2) 代表者の氏名 代表取締役 岩田 直樹
(3) 主たる事務所の所在地 東京都江東区木場5-10-10
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称 一条メガソーラー熊本菊池発電所事業
(2) 種類 その他造成事業
(3) 規模 約60.9ha
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本県菊池郡大津町
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
熊本県菊池郡大津町
- 5 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
(1) 場所
ア 熊本県庁（行政棟本館1階情報プラザ）
イ 大津町役場（住民福祉部環境保全課）
(2) 期間 令和元年（2019年）7月26日（金）から令和元年（2019年）8月26日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
(3) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで
(4) 電子縦覧 <https://www.ichijo.co.jp/mega/ku/mamotokikuchi/2/>
- 6 意見書の提出
方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者
に提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
(1) 提出期限 令和元年（2019年）9月9日（月）当日消印有効
(2) 提出方法 縦覧場所（熊本県庁を除く）に備え付けの意見書箱への投函、または問
合せ先への郵送
(3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ 意見書の提出の対象である方法書の名称
ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載
すること。）
- 8 説明会の開催
(1) 1回目：令和元年（2019年）8月8日（木）午後6時から午後7時 平川地区
公民館分館（熊本県菊池郡大津町大字平川476-2）
(2) 2回目：令和元年（2019年）8月20日（火）午後7時から午後8時 大津町
町民交流施設（オークスプラザ）ふれあいホール（熊本県菊池郡大津町大
字大津1220-1）
- 9 問合せ先

【資料2：熊本県公報への公告内容（2/2）】

令和元年(2019年)7月26日 金曜 熊 本 県 公 報

第12843号 21

〒430-0926
静岡県浜松市中区砂山町354番14 3F
株式会社一条工務店 新規事業推進部 メガソーラー事業課
(担当)辰野 正訓
電話 053-450-4711

熊本県公安委員会規則第3号

熊本県公安委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月26日

熊本県公安委員会委員長 原 幸代子

熊本県公安委員会公印規則の一部を改正する規則
熊本県公安委員会公印規則（平成13年熊本県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

- 第3条に次の1項を加える。
- 5 管理責任者は、公務の円滑な運営のために必要があると認めるときは、警部以上の階級（これに相当する職を含む。）にある職員のうちから補助者を指名して、保管責任者の事務のうち、公印（管理責任者が補助者ごとに指定した公印に限る。）の使用に係る事務を補助させることができる。
- 第6条第2項中「保管責任者」の次に「又は補助者」を加える。

附 則

この規則は、令和元年7月26日から施行する。

【資料3：事業者のウェブサイトでの公告内容（1/2）】

環境影響評価方法書の縦覧及び意見書の受付について

当社では、熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により作成した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、条例第7条の規定により一般の意見を求めることになりましたので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供します。

また、条例第7条の2第1項の規定により開催する方法書の記載事項を周知するための説明会について、条例第7条の2第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年7月26日

株式会社一条工務店 代表取締役 岩田直樹

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称：株式会社一条工務店
- (2) 代表者の氏名：代表取締役 岩田直樹
- (3) 主たる事務所の所在地：東京都江東区木場5-10-10

2. 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称：一条メガソーラー熊本菊池発電所事業
- (2) 種類：その他の造成事業
- (3) 規模：約60.9ha

3. 対象事業実施区域の位置

熊本県菊池郡大津町

4. 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

熊本県菊池郡大津町

5. 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 場所
ア 熊本県庁（行政棟本館1階情報プラザ）
イ 大津町役場（住民福祉部環境保全課）
- (2) 期間
令和元年7月26日（金）から令和元年8月26日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで

6. 環境影響方法書のインターネットによる公表

【方法書】

方法書（全体版）

方法書1：表紙～第2章_対象事業の目的及び内容

方法書2：第3章_3.1 地域の自然的状況

方法書3：第3章_3.2 地域の社会的状況1

方法書4：第3章_3.2 地域の社会的状況2

方法書5：第4章_計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果

方法書6：第5章_配慮書についての意見と事業者の見解

方法書7：第6章_環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

方法書8：第7章_環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

【方法書の要約書】

方法書（要約書）

【資料3：事業者のウェブサイトでの公告内容（2/2）】

7. 意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。

8. 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

- (1) 提出期限 令和元年9月9日（月）当日消印有効
- (2) 提出方法 縦覧場所（熊本県庁を除く）に備え付けの意見書箱への投函、または問い合わせ先への郵送
- (3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 意見書の提出の対象である方法書の名称
 - ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

9. 説明会の開催

- (1) 1回目：令和元年8月8日（木）18時から19時 平川地区公民館分館（熊本県菊池郡大津町大字平川476-2）
- (2) 2回目：令和元年8月20日（火）19時から20時 大津町町民交流施設（オークスプラザ）ふれあいホール（熊本県菊池郡大津町大字大津1220-1）

10. 問合せ先

〒430-0926

静岡県浜松市中区砂山町354番14 3F

株式会社一条工務店 新規事業推進部 メガソーラー事業課

（担当）辰野 正訓 電話 053-450-4711

【資料4：意見書の様式】

意見書

年 月 日

1. 住所・氏名

住 所^{※1} 〒 _____

氏 名 _____ 電話番号^{※2} (_____)

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

2. 縦覧図書の名称：一条メガソーラー熊本菊池発電所事業に係る環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見】

【意見の理由】

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。